

火災・災害等で罹災したごみの受入・処分手数料の減免について

酒田地区広域行政組合

酒田地区管内（酒田市・遊佐町・庄内町）での火災や災害等で罹災した家屋等から発生する廃棄物のうち、一般廃棄物に限り、酒田地区広域行政組合の廃棄物処理施設で受入することができます。

受入について

- 事前に市町担当課又は広域行政組合事務局管理課と打合せを行ってください。（処分方法、搬出予定日、解体業者など）
- 店舗や事業所、工場から発生する産業廃棄物は受入できません。
- 組合施設での受入は、原則として罹災者本人又は一般廃棄物収集運搬許可業者からの搬入に限ります。

処分手数料の減免

(1)罹災証明の発行

・火災により罹災した場合、所轄の消防署が罹災証明書を発行します。その他の災害により罹災した場合は市町関係部署が罹災証明書を発行します。

(2)ごみの処分手数料の減免

・処分手数料を減免するには罹災証明書の発行後、ごみ搬入の3日前までに（土日祝日、年末年始を除く）組合管理課へ指定様式の減免申請書の提出が必要となります。減免申請の手続き後、搬入の際に罹災証明書の写しを計量受付窓口に提示してください。

受入ができるもの

○市町のごみ分別による一般廃棄物（原則、車両から指定された場所に手降ろしていただきます。）

- 紙類、木くず、衣類、プラスチック類及びそれらの灰
- 木材（直径10cm以内、長さ1m以内に限る）、ベニヤ板、コンパネ
- 家電製品（リサイクル対象製品を除く）
- 金属、プラスチック製の粗大ごみ
- 布団、畳、木製家具（たんす、テーブル等）、カーペットなど
- ビン・缶・PET ボトル（資源物として分別されたものに限る）
- ガラス類・陶磁器製品（埋立物として分別されたものに限る）

ごみ処理施設

（酒田市広栄町三丁目 133 番地）

リサイクルセンター

（酒田市北沢字長面 200 番）

受入ができないもの

○処理不適合物

- コンクリート片、ブロック（瓦）、石（庭石等）、土砂、断熱材、鉄筋、太陽光パネルなど
- 木材（直径10cm及び長さ1mを超えるもの）
- リサイクル対象製品（テレビ、洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、エアコン、パソコン）

※ただし、焼けた状態でリサイクル不可能な製品は受入対象とします。

- ガスボンベ、タイヤ、消火器、耐火金庫、ペンキ、農薬等
- 分別していないがれき類（瓦、ガラス、燃え殻など混在）

○解体が伴う設備

- 流し台、洗面台、浴槽、便器など建物に付随していた設備の解体物

○店舗・事業所・工場から発生する産業廃棄物

○その他、組合で受入れ出来ないと判断したもの

